

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）第十七条ただし書の規定により、令和六年徳島県選挙管理委員会告示第九十号を、令和六年十月十五日午前八時三十分、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県選挙管理委員会告示第九十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選 挙 区 名	金 額
徳 島 県 第 一 区	一四、三六七、八〇〇円
徳 島 県 第 二 区	二二、八六八、三〇〇円